



気付きニュース

社会保険労務士法人 アイプラス
代表社員・特定社会保険労務士 今井 洋一
〒153-0043 東京都目黒区東山1-16-15 イーストヒル3F
Tel:(03)3791-1181
ご相談は cs@sr-plus.co.jp



当社は毎月1回勉強会を開催しています。勉強会では特に経営数字の読み方について時間を割いています。今回は「社会保険労務士業」と「経営コンサルタント業」のベンチマークデータを取り寄せ、経営数字の違いについて比較をしました。経営数字から読み取れる二つの事業の特徴、課題について討議しました。数字を読む習慣づけも良い会社作りに必要です。

topic

中小企業の賃金事情をご紹介します

東京都が、令和3年 都内中小企業(従業員数10~299人)の賃金等の調査結果を公表しました。

これは、中小企業における賃金、休暇制度等の整備・充実のために会社側、労働者側双方に参考活用してもらうことが目的です。▶では、具体的な結果をみていきましょう。【調査対象3500社のうち有効回答852社について集計】

(1)賃金

- 令和3年7月の全常用労働者の平均賃金は、**38万226円**（平均年齢42.3歳、平均勤続年数10.6年）
【内訳：所定時間内賃金**34万9759円** + 所定時間外賃金**3万467円**】
- 令和2年の全常用労働者の年間給与支払額(時間外・賞与含む)の平均額は、**517万8563円**
- 所定時間内賃金、所定時間外賃金、年間給与支払額のいずれも企業規模が大きいほど高い
- 年齢別の所定時間内賃金のピークは、男女とも**55~59歳**で、男性**43万289円**、女性**33万7510円**

(2)賞与

- 1年間(令和2年7月~令和3年6月)の賞与平均金額は、**90万5259円**
【内訳：年末一時金**41万4720円**、夏季一時金**40万7802円**、その他賞与**8万2737円**】
- 年末一時金、夏季一時金、その他賞与いずれも企業規模が大きいほど高い

(3)所定外実労働時間

- 令和3年7月の所定外実労働時間の平均は、男性**12時間38分**、女性**7時間12分**
- 産業別にみると、男性は、最も少ないのが「教育・学習支援業(学校教育除く)」の**5時間14分**、最も多いのが「運輸業・郵便業」の**22時間15分**。女性は、最も少ないのが「教育・学習支援業(学校教育除く)」の**2時間32分**、最も多いのが「金融業・保険業」の**12時間57分**

(4)年次有給休暇

- 1年間の年次有給休暇の1人当たりの新規付与日数は**16.6日**、利用日数は**9.7日**
- 利用率(新規付与日数に対する利用日数の割合)は**58.4%**
- 利用率を産業別にみると、最も高いのが「金融業・保険業」で**67.6%**、次に「医療・福祉」の**65.8%**、一方最も低いのが「生活関連サービス業、娯楽業」の**44.7%**



□ 賞与は「賞与」という言葉と、「一時金」という言葉があります。同じボーナスを指す言葉ですが、「賞与」は利益の配分のニュアンスが強く、使用者側が使う言葉で、「一時金」は、生活給の支給のニュアンスが強く、労働者側が使う言葉として理解されています。

こんなときどうする！？ ～労使慣行に基づく退職金は一方的に打ち切ってはダメ？～

Q 就業規則に退職金の規程はありませんが、慣行として退職金が支払われてきました。しかし景気低迷の経営悪化により今年度から退職金支給を廃止することにしました。会社が一方的に決定して良いでしょうか？

A 労使慣行が成立している場合は、従業員の同意を得ないで変更することはできません。

- 労使慣行とは、企業において一定の事実が相当期間継続的に行われ、これに従うことが労使双方で当然とされている場合をいいます。
- 今回のような退職金の支給に関し、退職金規程はないが、これまでわずかの例外を除いて退職者全員に退職金が支給され、支給基準も同一であった場合は、退職金支給の労使慣行が成立していると判示されています。
- 労使慣行は法的効力が認められ、労働契約の内容になったり、就業規則又は労働協約の解釈基準として内容補充する役割になったりするのです。
- ですので変更する場合は、就業規則の変更方法に則って、交渉・話し合い・意見聴取などを通じて慣行変更の合理性を十分に説明した上で、一定の猶予期間を置いて変更し、以後は当該慣行は認めないといった方法が必要となります。



□ 「就業規則を作成・公開すると社員の権利意識が芽生えてしまう。」という言葉は、いまだに中小企業経営者の方から聞かれることがあります。就業規則以前に「働く」ということには「権利と義務」があり、就業規則には従業員の権利だけでなく、守るべき義務も明示しています。言った言わないとならないよう、各種規程は整備する方が会社にとっても安全です。

cooking

MONTHLY RECOMMENDATION

ウチナーンチュが贈る

ちょこっとおきなわ料理



もずくアレンジレシピ もずくあんかけの天津飯

酸味が効いた”とろぶる”な餡掛けです♪

レシピ監修：玉城久美子
(沖縄ライフスタイルアドバイザー)

【材料(2人分)】

生もずく(味なし)・・・60g、カニ風味かまぼこ・・・40g
卵・・・4個、ご飯・・・2人分、サラダ油・・・適量、きざみ葱・・・適量
【A】水・・・250cc、砂糖・・・大さじ2、しょうゆ・・・大さじ2、
酢・・・大さじ1・1/2、鶏ガラスープの素・・・小さじ1、
片栗粉・・・小さじ2

【作り方】

- ① もずくは数回洗って塩気を取り、短く切って水気を切る。
- ② 小鍋に【A】を入れ、片栗粉が溶けるまでよく混ぜる。
①のもずくを加えて混ぜながら火にかけ、とろみが付いて透明感が出るまで煮立てたら、火を止める。
- ③ お皿にご飯を丸くよそしておく。
- ④ ボウルに卵を溶き、手で割いたカニ風味かまぼこを加えて混ぜ、サラダ油を熱したフライパンで半量ずつ焼く。
- ⑤ ④の卵をご飯の上のせ、あんかけを掛けて完成。
お好みで、きざみ葱をトッピングする。

卵は半熟に仕上げるのがオススメです！

book

MONTHLY RECOMMENDATION

おすすめ書籍のご紹介



統帥綱領

大橋武夫 著

- 独立直後(2010年ごろ)に、アサヒビールの中條相談役の講演を聞いたのをキッカケに購入した書籍です。久しぶりに読み返しました。
- 初めて読んだ時は、「兵法書とありながら、抽象度が高い内容。」と思いました。
- しかし、改めて読み直すと、人を統率する将官の、人としての「ありかた」や期待される役割が書いている書籍であり、日々の己の言動に照らし合わせると、改めて反省させられる書籍です。
- 例えば、現代風に言うと「勝負はトップの姿勢次第」「利害関係者が、あれこれとトップに圧力をかけない。」「一度決めたら部下を信じて任せなさい。」「トップは大局を眺めることに専念なさい。」「部下の努力は無駄にしない。」というようなことが書いています。
- 孫子のような「やりかた」をまとめた書籍とは立ち位置の異なる兵法書です。



社会保険労務士法人アイプラス

代表社員 特定社会保険労務士 今井洋一

TEL : 03-3791-1181 FAX : 03-6674-2508 Mail : cs@sr-iplus.co.jp

受付時間 9:30~18:00(土日祝日および弊社休日を除く)

<https://sr-iplus.co.jp/>

YouTube

YouTubeやっています
「youtube 社労士 アイプラス」
で検索ください

いかがでしょうか？引き続き、定期的に参考になりそうな情報をお届けさせていただければ幸いです。
もし、ご不要な場合は配信停止を致しますので、ご連絡ください。